

世代間対立の時代の公共政策

安宅川佳之*

要 旨

本論文の目的は、少子化現象の本質的原因を明らかにすると共に、出生率回復のために真に有効な政策を提案することにある。

産業革命後、約200年の工業社会においては、労働者と資本家間の対立が最も重要な社会階層対立であったといえよう。1970年代の先進国では資本主義経済に社会主義的修正を加えた福祉国家型資本主義経済がほぼ完成したと考えてよからう。

その結果、1980年代以降は、労使紛争が急激に減少すると共に、労働組合組織率も急速に低下してきている。労使対立はもはや社会問題としての重要性を失ったかにも見える。代って、世代間の対立が重要な社会階層対立軸として脚光を浴びつつあり、環境・資源問題と少子化問題が主要な社会的・経済的問題となった。

この世代間対立が深刻となった原因として、家計の意思決定が後続世代の効用を重視するダイナスティ仮説から、自己の世代の効用をもっぱら重視するライフサイクル仮説に大きく変化したことが重要である。資源も労働サービスも現役世代重視に配分されると、環境や資源は後続世代に十分残されなくなり、後続世代の育成・教育が疎かになるのである。

厄介なことに後続世代は現役世代ほど、雄弁ではないから、現役世代が、努めて後続世代の立場に立った政策を実行することが求められる。

少子化を押し止めるためには、公共政策の対象を個人ではなく家族に移すことによって、「家族の生活保障機能を再構築する」ことが必要である。具体的政策としては、

所得税、住民税の税率を家族一人当たりの富裕度を基準に決めること、
相続税における基礎控除を減額する一方、相続人一人当たりの控除を増額すること
社会保障給付も家族を基準に再構成すること
児童手当財源を含めて「出産育児保険」を創設し、家族を形成しようとしている若年家計を支援すること。
を提案したい。

キーワード：少子化対策、家族単位の税制、出産育児保険、世代間対立、家計の意識改革

*日本福祉大学福祉経営学部教授

はじめに

経済発展の局面によって、社会階層の対立は様々な姿となって現れる。社会階層対立の構図が変われば公共政策の焦点がシフトし、従来とは全く異なった視点に立った政策体系が模索されることになる。

前工業化社会においては、「地主対小作人」が最も重要な階層対立であったが、産業革命を経た後は、「資本家対労働者」の対立に社会階層対立の中心軸が移行した。それから200年近い労使対立の時代が続いたが、1880年代にはビスマルクによる社会保険制度が生まれ、1930年代の世界大恐慌による大量失業の発生をきっかけに、弱者の立場に配慮した社会主義的システムが市場経済に急速に取り入れられた。1970年代には先進諸国で福祉国家型資本主義経済がほぼ完成し、労使対立を背景とする東西冷戦の時代も、1989年のベルリンの壁崩壊をもって終わりを告げたかに見えた。

しかし、2003年を底とするコンドラチエフ波動の反転上昇期は、弱者の論理が強まる時代である。小泉改革の負の遺産として「社会格差の拡大」が政治の争点となっており、格差の固定化を如何に防ぐかが政策論争の中心になってきている。安倍政権は主要政策課題として「再チャレンジ可能な社会の建設」をとり上げている。フランスの外国人労働者を中心とする暴動、中国における農民暴動の多発など、貧富の階層対立は形を変えつつ相変わらず政治の中心課題となっている。

本論文では、以下のような順序で議論を展開したい。第1に、社会階層の対立の軸が「労使対立から世代間対立へ」重点が移行したこと。第2に、世代間対立が激化している原因は、家計の経済行動のパターンが「ダイナスティ型からライフサイクル型に変化」したことによることを示す。第3に、ライベンシュタインやゲリー・ベッカーらの新古典派理論に基づいた一般的な少子化対策が見過ごしてきた、国民の「意識改革」につながる幅広い少子化対策の実行の必要性について述べる。第4に、主要先進国の少子化対策を分析することを通じて、国民あるいは政府の意識改革の必要性について論じる。第5に2006年6月に閣議決定した『新しい少子化対策』に対する評価、従来の「男女間対立」や「労使間対立」に焦点を置いた少子化対策から、「世代間対立」に焦点を置いた少子化対策へと方向転換することの意義について再確認したい。

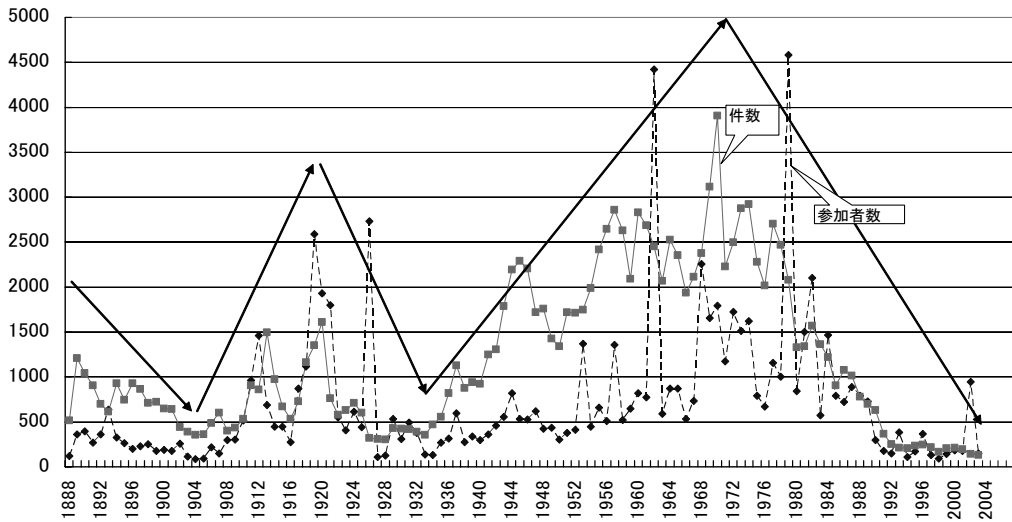
強者である先行世代ないし現役世代は言論や投票行動を通じて、自分の利害を主張することができるが、弱者である後続世代の大半は幼児や未だ生まれてもいない人々であるから、意思表明の手段が十分に与えられていない。

後続世代の主張を代弁する理論に基づいた公共政策の実行が求められている。

1. 労使対立から世代間対立へ

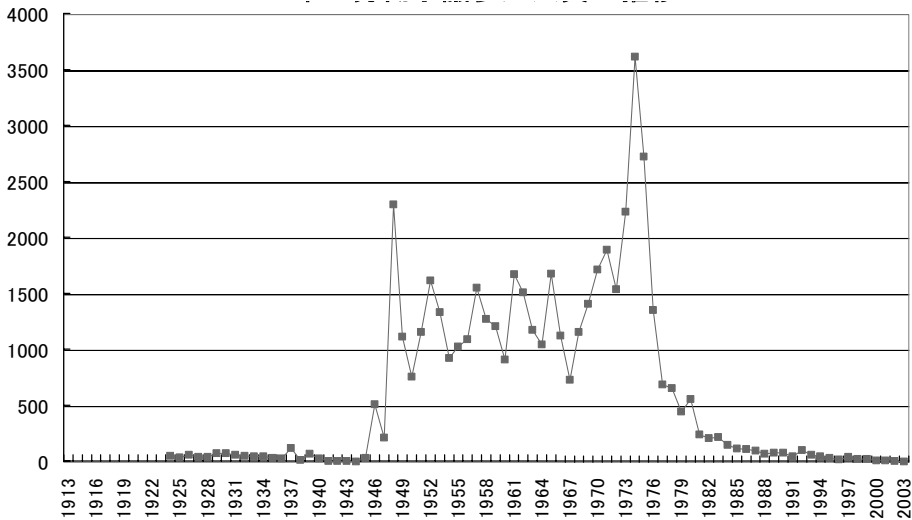
(1) 労使対立の軟化

英・米・仏3カ国の労働争議発生件数を1880年代に遡って見ると図表-1の通りである。3カ国共に、1970年代半ばをピークに争議件数が著しく減少している。



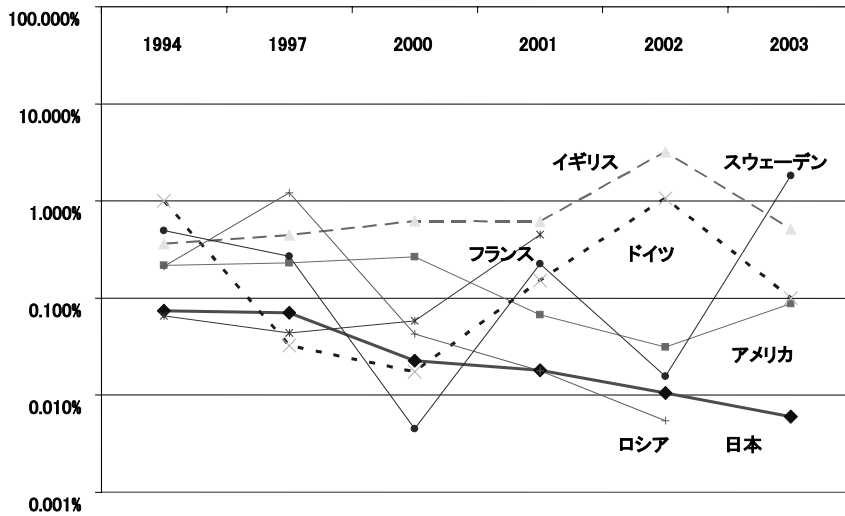
資料：マクミラン『新版世界歴史統計』などによる。

図-1 イギリスの労働争議（件数と参加労働者数）



資料：厚生労働省「労働争議統計調査」による。

図-2 日本の労働争議参加人員の推移



資料：『世界の厚生労働 2006』より作成

図 - 3 労働争議参加人口比率

最も早く産業革命を達成したイギリスについてみても、最近の争議件数、争議参加人員はいずれも、19世紀末以来最低の水準に減少している。福祉国家建設を通じて、労働者の権利擁護が末端まで浸透した結果、労使の厳しい対立現象が影を潜めたと見ることができる。日本の労働争議件数も1974年をピークに急減している。

2003年の主要先進国の労働争議参加人口比率（参加者数／労働力人口）が最も高いのは、スウェーデン、次いでイギリスである。アメリカ・ドイツにおける労働争議参加人口比率はイギリスの10分の1であり、日本の争議参加人員は4,000人のみで、労働人口比率で見るとイギリスの100分の1程度に過ぎない。労働組合の組織率も急速に低下している¹。

主要先進国において、労使対立はもはや社会対立の中心軸ではなくなっている。

(2) 労使対立軟化の背景

労使対立軟化の原因としては、以下の2点をあげることができる。

第1に、市場のグローバル化によって、対立軸が「国内の労使対立」から「国際企業競争」に

1 労働争議件数が減少し、労働組合組織率が低下したことを以って、労使対立が軟化したと断定することについて疑問を持つ向きが1980年代前半までは強くあった。つまり、「労働組合組織率の低下は資本家側の労働者に対する弾圧の結果であり、労働者の主張が抑圧されているに過ぎない。基本的な労使対立は強く残っている」とするのである。現実には、小泉改革によって労使対立が潜在的に復活しつつあるようにも見える。コンドラチエフ波動の下降期に支配した強者の論理に基づく政策が、上昇期には弱者の論理を目覚めさせるのである。しかし『労働貴族』という社会的集団が労働者団体をリードするようになっており、最も尖鋭な社会対立はもはや『労使対立』ではなく、『世代間対立』に移行していると考えの方が現実的であろう。

シフトしたこと。ケネディ・ラウンドなどによって貿易関税障壁が飛躍的に減少したことや、米国企業の多国籍化によって国際貿易が促進されることによって、市場がグローバル化して企業の競争相手が地球上に広がり、規制などで守られていた国内産業秩序が破壊された。このようなグローバル市場経済の下では、国家のコントロールに限界が生じ、経営者も労働者も国際競争に「自力で」勝ち抜かねば企業の存立すら確保できない。対外競争の激化は企業内の経営者と従業員との間の結束を強めることになり、国内の労使対立を弱める要因となったのである。

第2に、福祉国家型資本主義システムが完成したことが挙げられる。1970年代には先進諸国において急激なインフレに対処して、年金給付などにインフレ・スライド制度が導入された²。インフレ・スライド制の導入は社会保障給付を大幅に拡大・充実させる要因となり、労使間の経済的対立を大幅に緩和させる役割を果たしたのである。こうして福祉国家型資本主義システムが完成に近づくことによって、高齢者生活保障の主体が家族や企業から一気に国家へ移ったと言ってもよい。

日本でも1973年春、急激なインフレに対応して年金ストが頻発し、1975年から年金制度にインフレ・スライド制が導入された。さらに高齢者医療が無料化されるなど、高齢者福祉が飛躍的に拡充され、老後の生活が国によって約束される時代が訪れたのである。1970年代には、戦後の高度成長によって「1億総中流社会」と呼ばれる状況を実現したことに加え、社会保障制度の充実によって国民の老後不安が払拭されたため、国民生活が安定し、労使対立の深刻さが軽減されたのである³。

このように労使対立軟化の背景には、労使の国内対立に代る企業間の国際競争激化と、社会保障制度充実などによる国民生活の安定をあげることができる。

本論文ではこの要因に焦点を絞って議論を進める。

-
- 2 1970年代が、時代の分岐点であったという認識は、多くの経済学者社会学者などが指摘するところである。1970年代を分岐点とする主要な指標としては、世界共通の指標としては、物価、金利、労働関連指標（本論文の主要テーマである労働争議件数のほかに、労働組合組織率など）がある。中でも、物価、金利はコンドラチエフ波動とともに50年前後のサイクルを描く代表的経済指標である。コンドラチエフ波動は思想循環（強者の論理と弱者の論理の相克）を背景として変動することは、小著『コンドラチエフ波動のメカニズム』、『長期波動からみた世界経済史』などで指摘したところである。労働関連指標の変動は物価、金利の波動を動かす思想現象そのものであると捉えることもできる。日本経済、アメリカ経済の経済活力度指数が1970年代に変曲点を迎えていること（本学大学院生武藤信郎の修士論文参照）。犯罪発生件数が1970年代初をボトムにして上昇していることが指摘されている（同、佐々正光の修士論文参照）。
- 3 先進資本主義国では大恐慌以来、福祉国家建設に向けて、競争原理重視の市場主義経済に国家による社会主義的修正が加えられ、福祉国家型資本主義が1970年代にはほぼ完成に近づいていたことがその背景にあると考えられる。

(3) 賦課方式社会保障財政と「世代間対立」

社会保障制度の充実によって国内労使対立が弱まったが、社会保障制度の財源をめぐって新たな対立関係が生まれる。

インフレ・スライド条項を適用することによる給付増に対する財源として、通常、資産運用益(金利)を当てるのが想定される。しかし積立方式で出発した公的年金制度は、すでに資産運用益を見込んだ上で保険料と給付が決まっているので、新たに資産運用益を財源にインフレ・スライド給付を企画すると、年金財政上、資産運用益をダブル・カウントすることとなる。従って、保険料拠出に年金給付を対応させる積立方式の年金財政を維持できなくなる。かくて必然的に年金財政方式は積立方式から賦課方式に転換されるのである。賦課方式財政システムは「高齢者の年金給付を現役世代の掛金で賄う」ものであり、社会保障財政の資金源を後続世代につけ回しすることになるのである。

インフレ・スライド制の導入や高齢者医療の無料化によって高齢者の生活保障が確保されることになれば、先行世代ないし現役世代の世代内格差は縮小し、強者と弱者の対立関係も緩む。しかし賦課方式社会保険制度は世代間の所得移転によって成り立っており、先行世代ないし現役世代の老後生活保障の資金源として、後続世代の生活資金を先取りしてしまう。よって先行世代と後続世代の間に目には見えないが「厳しい世代間対立」が生じているのである。この社会対立における弱者のサイドには「無口な後続世代」が立つので、表立っての紛争は発生しないが、その分、問題の認識と対策の実行が遅れることとなるから始末が悪い。

ローレンス・コトリコフが著書(香西泰監訳)『世代の経済学』(1993)やスコット・バーンズとの共著(中川治子訳)『破産する未来』でも述べているように、賦課方式による年金制度による後続世代の負担は、当面は国家財政の赤字としては現れない。実際に高齢者が年金受給する時になって初めて負担を実感することになるので、安易に後続世代への付け回しが行われることとなる。ポピュリズム政治家が跋扈すると、後続世代の犠牲によって有権者に恩恵を及ぼすことができる「賦課方式に基づく社会保障システム」が肥大化することになる。コトリコフが提唱している「世代会計」に基づいて財政の健全性をチェックしておかないと、先行する世代が決めた社会保障制度給付のための思わぬ財政負担を後続世代が背負うことになる。

後続世代に対する負担の先送りは、賦課方式社会保障制度の給付拡大によって、最も典型的に現れる。2004年の公的年金制度改革、2005年の介護保険制度改革、2006年の医療制度改革は、現役世代には給付の削減、負担の増大となるが、後続世代への付回しを減らすことを目指すものであった。

世代間対立の原因は、賦課方式社会保障制度以外の財政政策面にも現れる。

後続世代に債務の元利払いを依存する財政消費の拡大、
後続世代にも余り役に立たない非効率な財政投融资の実行、
大幅財政赤字を抱える中での増税政策の先送り

などである。

コトリコフは取り上げていないが、民間経済主体すなわち個人や企業の消費活動や投資行動にも世代間利害対立の原因となるものがある。後続世代を無視した先行世代の経済行動は、後続世代に深刻な社会経済問題を残すことになる。

すなわち、

先行世代の非効率な資源やサービスの消費による資源の枯渇（資源問題）

先行世代のその場限りの生産消費行動の蓄積による環境の破壊（環境問題）

後続世代のために労働サービスや資金が十分投下されないことによって生じる家庭内教育・学校教育の崩壊と少子化（教育，犯罪，少子化問題）

と言った極めて重大な問題を発生させる。

2. 世代間対立の経済理論

(1) ライフサイクル仮説とダイナスティ仮説

コトリコフは財政政策に「世代会計」によるチェックを求めたが、個人や企業の活動を含む世代間の経済問題は、ライフサイクル仮説とダイナスティ（王朝）仮説にもとづく貯蓄・相続理論を基に解き明かすことができる⁴。

『ライフサイクル仮説』に立つと、個人の効用は自らの消費と余暇のみで構成される。つまり経済行動の意思決定基準は、専ら個人の「生きている間の効用の極大化」にあると考えるのである。従って、自分が死んだ後の子や孫など「家族」の効用を無視し、ひたすら「自世代・個人ないし夫婦」を主体とする経済行動を前提とするものであり、原則として意図された相続⁵などの世代間所得移転は発生しない。

『ダイナスティ仮説』のもとでは、家計の効用は自らの消費・余暇のみならず、子孫の消費と余暇にも依存すると仮定する考え方である。家計の効用関数は子孫の効用も含めて形成される。ダイナスティ仮説に基づく人は、「遺産を子供に譲ることをモットー」とする消費・貯蓄行動をとることになる。つまり「個人」よりも「家族」ないし「継続する社会」を意識する経済行動を採るのである。

ライフサイクル仮説に立つ個人は後続世代に対する配慮より、自世代の効用極大化を求め資源を消費するので、後続世代に十分な資源が残されないという問題が発生する。

4 貯蓄・相続理論については、チャールズ・ユウジ・ホリオカ（1996）、高山憲之他編著（1993、1996）参照。

5 経済的相続だけではなく精神的財産の相続についても当てはまるかもしれないが、本論文では経済面に限って論じる。

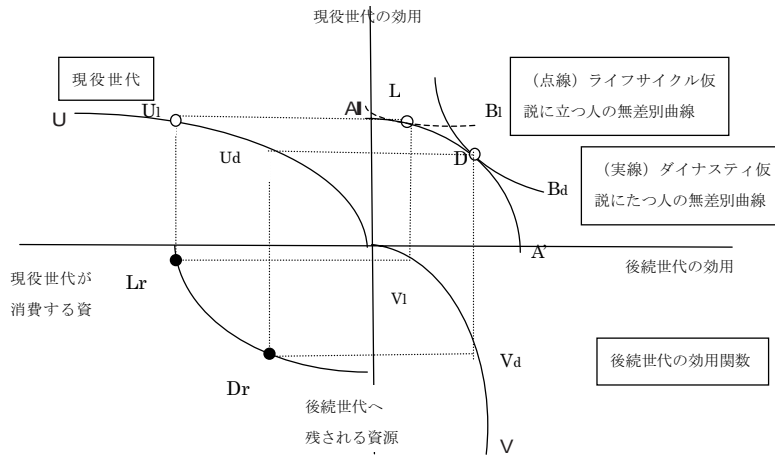


図 - 4 ライフサイクル仮説とダイナスティ仮説に基づく家計の行動と資源配分

以上の理屈を『厚生経済学』で用いられる基本的な図式に当てはめると、図表 - 4 のようになる。先ず第 1 象限から説明する。家計の保有する資産や生産要素を前提に、効率的な現役世代の効用と後続世代の効用の組み合わせを図示すると A-A' で描かれた原点に凹な曲線（有効フロンティア）となる。これに対して、家計の効用の無差別曲線は原点に対して凸な曲線となるが、

- 1) ライフサイクル仮説に立つ人の無差別曲線は横軸にほぼ平行でフラットな点線で描いた曲線 Bi のような形となり、最適な効用の組み合わせは両曲線の接点 L（縦軸に近く、現役世代の効用は大きくなるが、後続世代の効用は極めて小さい点）で表すことができる。
- 2) ダイナスティ仮説に立つ人の無差別曲線は、後続世代の効用を重く見るので、実線 Bd で表されるようなより勾配の急な曲線となる。最適な効用の組み合わせは有効フロンティアとの接点 D となり、現役世代のみならず、後続世代の効用にも十分配慮した選択を行うであろう。

第 2 象限の現役世代の効用曲線 (U)、第 4 象限の後続世代の効用曲線 (V) を経由して、第 3 象限の資源利用に関する効率フロンティアにおける資源利用の組み合わせを得ることができる。ライフサイクル仮説に立つ場合は Lr（資源はもっぱら現役世代のために消費され後続世代には余り残されない）、ダイナスティ仮説に立つ場合は Dr（後続世代にも相当の資源が留保される）の資源利用の組み合わせが得られる。

資源問題や環境問題はもちろん、少子化問題も深刻な「世代間対立問題」であり、現役世代の経済行動基準に関わる問題として把握することができる。

1) ライフサイクル仮説に立つ人が多い場合

資源は現役世代によって多く消費され、環境問題や次世代への資源確保に対する配慮が不足し

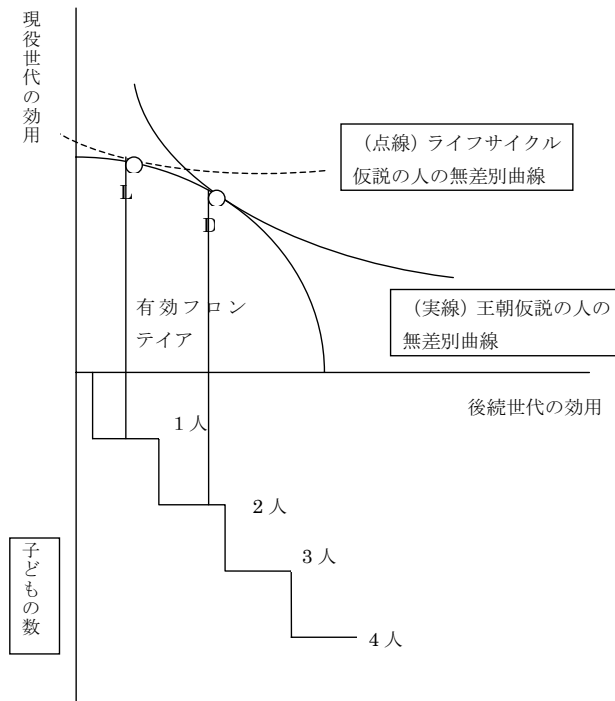


図 - 5 世代間対立の構図と少子化

がちとなる。また、後続世代の効用を自分のものとししない男女は、出産・育児に伴うコスト負担（自世代にとっての不効用）と、家庭外労働による所得・余暇の喜び（自世代にとっての効用）を重視するので、少子化現象が進みがちとなる。子を持つ親の行動は「育児より仕事」に重点を置いたものとなるであろう。

2) ダイナスティ仮説に立つ人が多い場合

後続世代に留保される資源は多くなり、環境への配慮も厚くなる。又、後続世代の効用を自分のものとするので、子どもが将来の幸せ（後続世代にとっての効用）を得るための条件となる結婚・出産の意義が強調され、少子化現象は緩和されるだろう。

(2) 家計の行動と少子化

最近の論調では、少子化の原因を、出産・育児・教育に関わるコスト（教育費などの直接コストと女性の所得減少という間接コスト）の増加と考えるのが一般的で、政府の少子化対策も出産育児をめぐる環境に焦点を絞ったものとなっている。しかし家計の行動パターンの変化「ダイナスティ仮説型の人が減り、ライフサイクル仮説型の人が増えたこと」も重要な原因ではないだろうか。生まれてくる「子どもの楽しい人生」に思いを致す（後続世代の効用を意思決定に反映させる）ことが出来ないとすれば、たとえ子供を多くもつことを「希望」している人でも、子ども

を生き育てることに伴う煩わしさが先に立って、「実際」に子どもを生む意欲が大きく損なわれることは当然である。

農業あるいは自営業中心の時代は、親子が四六時中、共に過ごすのが一般的であり、事業の相続が一般的だったので、個人の経済活動は世代をまたがる配慮に基づいて決断されることが極めて自然であった。大家族制度の下では概ね三世代あるいは四世代が同居し、家族が高齢者生活保障を含む社会保障機能を果たしており、世代間相互扶助が日常生活の中に存在していたのである。現在は子が親の家業を継ぐケースは少数であり、二世代家族が一般的となったため、世代間扶養が「親から子への一方通行」に見え、「世代間扶養の環 = 親世代から子世代へ + 子世代から親世代へ」が見え難くなっている。

国全体で見れば、後続世代が育たないと先行世代のための高齢者福祉の財源が得られないので、世代間扶養の環は貫徹されねばならない。一方、家族単位で見ると、子育てには親が責任を持つが、高齢者福祉は公共に委ねられるので、子から親への世代間扶養の意識に「断絶」現象が起こったのである。個々の世代に「自分たちだけで生きている」という錯覚が形成され、後続世代は自分の親には世話になったが、国の世話になっていないと考え、社会保険料の支払を渋る。先行世代は自分の過去の負担で高齢者福祉を受けているのであって、後続世代に頼っているわけではないと感じている。

世代間扶養の環の断絶は、個人の経済行動をダイナスティ仮説に基づくものから、ライフサイクル仮説にウェイトを置いたものに変化させ⁶、世代間利他主義の存立基盤を弱め、家族の機能を弱体化させた（図表 - 8 を参照）。結果として、出生率が低下し、親が「後続世代に対する無償の労力」を惜しむようになり、出産・育児に向ける時間を惜しみ、家庭教育の退廃、学校教育の混乱や若年犯罪の凶悪化という問題を引起している。少子化と世代間の断絶が家族規模を急速に縮小させており、高齢者単独世帯の増加によるジニ係数の上昇（貧富格差の拡大）といっ

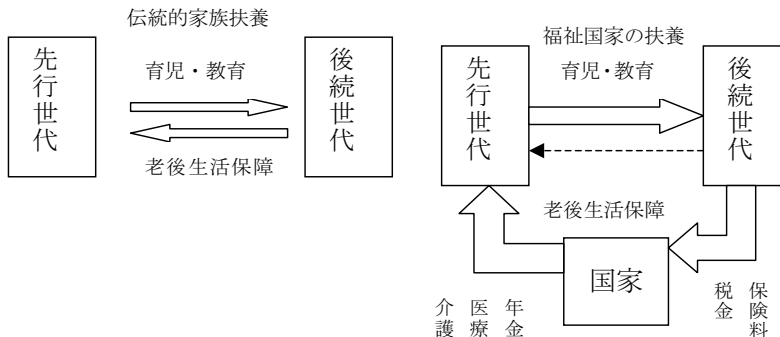


図 - 6 世代間扶養の輪

6 1995年から2000年まで5年間に老後の生活費を「社会保障で賄われるべき」とする高齢者が9%近く増加して半数に迫っている。「家族が面倒見るべき」は5%減少し7.9%。

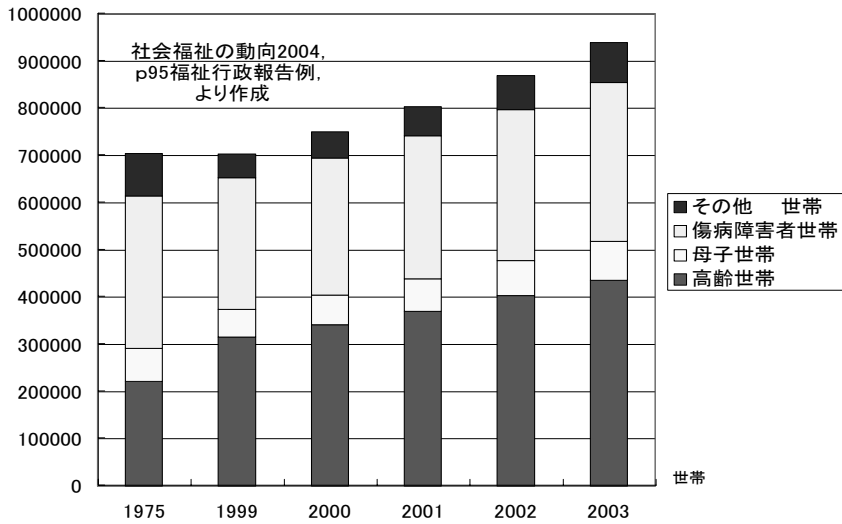


図 - 7 被保護世帯の世帯累計別世帯数の推移

表 - 8 老後の生活費に対する考え方

	日本 1995	日本 2000	アメリカ	韓国	ドイツ	スウェー デン
働ける内に準備し, 他に頼らない	46.6	42.6	50.8	46.3	39.6	37.6
家族が面倒を見るべき	12.8	7.9	4.9	19.5	1.7	1.8
社会保障で賄われるべき	37.7	46.3	37.8	32.7	57.2	57.3
その他	2.3	2.6	1.3	0.6	1.5	3.3

資料：総務庁長官官房高齢社会対策室（1997）『高齢者の生活と意識』第4回国際比較調査結果報告書、内閣府（2002）『高齢者の生活と意識』第5回国際比較調査結果報告書より

た問題も発生している。生活保護制度の被保護世帯の増加の半分以上は高齢者世帯である（図表 - 7）。また、国民年金保険料未納者の増大といった現象も「世代の断絶」の現われと捉えることもできる。

3. 少子化対策の経済理論

(1) 新古典派の少子化の原因分析

新古典派ミクロ経済学のツールを用いて出生率の決定要因を最初に体系化したのは、ライベンシュタインであろう。彼の「効用・不効用仮説」では、子供を持つことの効用、不効用を明確にし、それらの変動により出生率を分析しており、経済発展とともに出生率が低下する傾向があることを次の様に説明している⁷。

1) 子どもの効用としては、

消費効用、子供を持つことによって営まれる家庭生活の喜び。

労働効用、子どもが労働力として家計を支えることによるメリット。

保障効用、親が病気になったり、老齢化して働けなくなった時、子どもが親の面倒を見てくれることによる効用。

を上げている。

これらの効用の内、労働効用は経済発展によって、子どもの労働が不必要になるので、その意味は少なくなる。また経済発展に伴う社会保障の発展によって、保障効用の重要性は低下すると考えられている。更に民間保険制度の発展も、子どもの保障効用を低下させていると考えられる。かくて子供を持つことの効用は経済発展が進むに従って、低下する。

2) 子どもの不効用 子どもを生み育てるには親の経済力を傾けねばならない。

直接コスト 子供の衣食住に係る親が負担する経費を直接コストという。

間接コスト 出産や育児などによって母親が就業機会を喪失することによって失う本来得べかりし収入を、子どもをもつ事による間接的コスト(機会費用)と捉える。

経済発展によって、1人あたり所得水準の高い社会が実現すると、より質の高い子育てや、教育を必要とするので直接コストは増大する。

更に、経済発展は女性の社会進出を促し、女性の賃金水準も上昇するので、間接コスト(機会費用)が増大する。

ライベンシュタインは少子化現象を次のように分析している。所得水準が上昇すると、子育てによる効用が減少し、不効用が増大するので、夢としてではなく現実目標とする、出産を希望する子供の数は減少する。希望する子供が減少することに伴い、希望する子どもを実現するための避妊技術が発展し、実際に出生力は低下する。

(2) シカゴ学派の少子化の原因分析

ミクロ経済学の消費者行動の理論によって、出生力の経済分析を大きく発展させたのはベッカーであるが、ベッカーは「質・量モデル」によって、所得上昇は子供の質の需要に、より弾力的であり、子どもの価格の上昇は質を高める一方、量を減少させる代替効果が働くことを示し、所得上昇が出生率低下の原因であるとしている。

また子どもの価格の上昇は、とりわけ女性の社会進出と持続的な賃金上昇による間接コスト上昇によるとしている。ミンサーは「高所得者に子どもが少ない」点に着目し、妻が高学歴となると、間接コストが高くなり質を重視するためであるとしている。

7 加藤久和『人口の経済分析』

フリードマンは「社会的相対所得仮説」を主張しており、属する社会階層の違いが出生率に影響するとしている。つまり、高所得層が集まる社会では教育水準が全般に高いため、子供の教育コストが高まり、出生率が低下するというのである。

それでは経済発展が続く限り、少子化傾向は続くのだろうか。次に、実際に少子化に対して、どのような努力が払われてきているかについて述べる。

(3) 新古典派理論による少子化原因分析に対する補完

新古典派経済学者達のミクロ経済モデルからみた原因分析は、大いに参考になるところであるが、既存理論に基づく限り、少子化対策の幅は大きく限定されることになる。

1) 子供の効用に関するマクロとミクロの乖離

ライベンシュタインは経済発展と共に、親にとって（ミクロ）の労働効用、保障効用が減少することを指摘している点については納得できるところである。しかしながら、社会全体（マクロ）から見れば、子供の労働の成果が社会全体を支え、社会保障財源を支えていることには変わりがない。つまりマクロベースの労働効用、保障効用は経済発展しても変わるところはない。人類の文明の発達によって起こった出産育児をめぐる「ミクロとマクロの乖離」こそ、少子化問題の焦点なのである。

少子化対策は、個々の夫婦の出産子育て行動を如何に社会的にみて適切な方向に自然な形で誘導するかがポイントとなる⁸。

2) 子育てコストの増大は少子化の主要因とはなっていないのではないか。

子供の不効用（子育てのための直接コストや、働く母親が職を失うことによる間接コスト）の増大を少子化の重要な要因としてあげているが、所得水準も上がっているのであるから、負担感がさほど上がっているとは考えにくい。ベッカーが「質量モデル」で主張する「所得上昇は子供の質の需要に、より弾力的」であり、「子どもの価格の上昇は質を高める一方、量を減少させる代替効果が働く」ことを示し、所得上昇が出生率低下の原因であるとしている。しかし子供の価格上昇に見合った所得水準の上昇があるだけに本当に重要な決定的要因となっているかどうか疑わしい。

また、所得の上昇に少子化の原因を求めた場合、少子化対策の優先度がどうしても低下しがちであり、対策を遅らせる原因となりかねない。また、若者の所得水準の不安定（減少）が少子化の原因であるという説もあり、説得力に欠ける面もある。

より重要な問題は母親の子育て労働に対する経済的評価が十分に行われていないことや、

8 出産子育ては夫婦の自由意志に基づくべきものであるから、国の強制であってはならない。従って自然な出産・子育て行為をゆがめている少子化要因を除去することに限定することが肝要である。

ライベンシュタインが『その他の少子化要因』をして上げている 11 の非経済的要因に注目すべきではないか。内容を分類すると、ライフサイクル仮説に立った経済行動が増えていることによって生じている要因のウェイトが高い。

(ライフサイクル仮説に立った経済行動の増加)

- 都市化の進行と伝統的行動パターンの変化
- 社会保障システムの充実
- 社会経済的階層移動性の円滑化
- 高出生を支持する宗教的・慣習的背景の変化
- 大家族制度崩壊などの家族形態の変化
- 女性の教育機会の向上と社会的役割の変化
- 非農業部門への女性の労働参加
- 女性の権利の拡充

(従来、殆どの女性は一生を子育てや介護などの家事に捧げ、まさにダイナスティ仮説に立った人生を送ってきたが、社会保障制度の充実などによって、女性が生き方を自由に選択することが可能となった。女性の自由な選択が破滅的な少子化現象をもたらしている面があるが、背景には、女性の家事労働に対する正当な経済評価・社会的評価がなされていないことがある。)

(出産数の絶対的減少要因)

- 乳幼児死亡率の低下
- 避妊技術の進歩

(労働効用の減少)

- 義務教育の充実と児童労働の減少

4. 欧米諸国の少子化対策

欧米諸国は日本より早く少子化の問題に気づいて対策を打ってきており、イタリア、ドイツ、スペインなどを除くと、合計特殊出生率は 1.7 前後には回復している⁹。

少子化を防ぐために欧米諸国が採っている 3 つの対応策がある。

自助努力の重視、再分配政策の抑制 (アメリカ型) : 賦課方式社会保障制度の給付を削減し、医療・介護・保育サービスを市場化する。コトリコフの世代会計の理論は、賦課方式社会保障制度のもつ問題を明らかにすることによって、制度の無制限な拡大にブレーキをかける理論的根拠として意味がある。

9 イギリスもアメリカ型に近く、合計特殊出生率は高位に安定している。出生率の高い米英仏は共に第二次大戦戦勝国であり、第二次大戦当時、多子化政策を実施した敗戦国である日独伊 3 国の出生率は低迷している。出生行動に対する関与や、敗戦は国民に出産の喜びを奪い、出生行動に対する国家の関与を難しくする要因である。(武藤信郎「2007」参照)

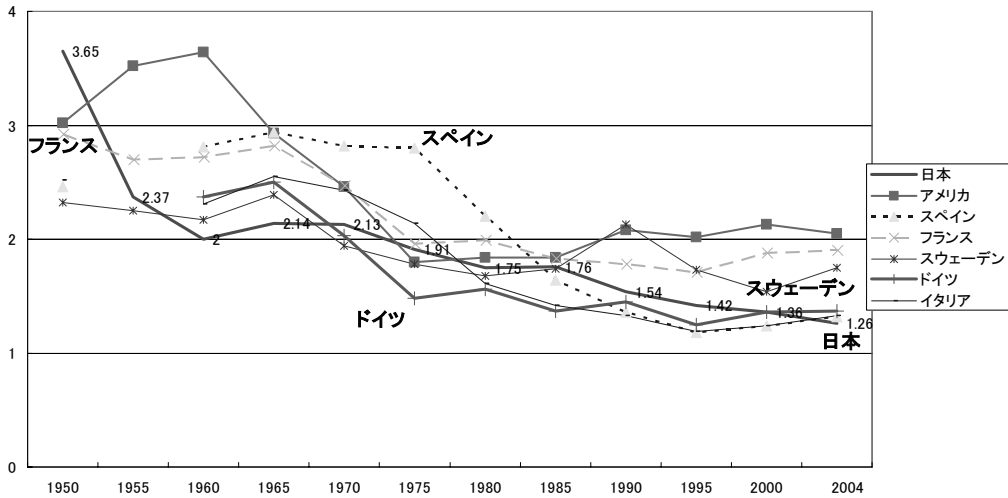
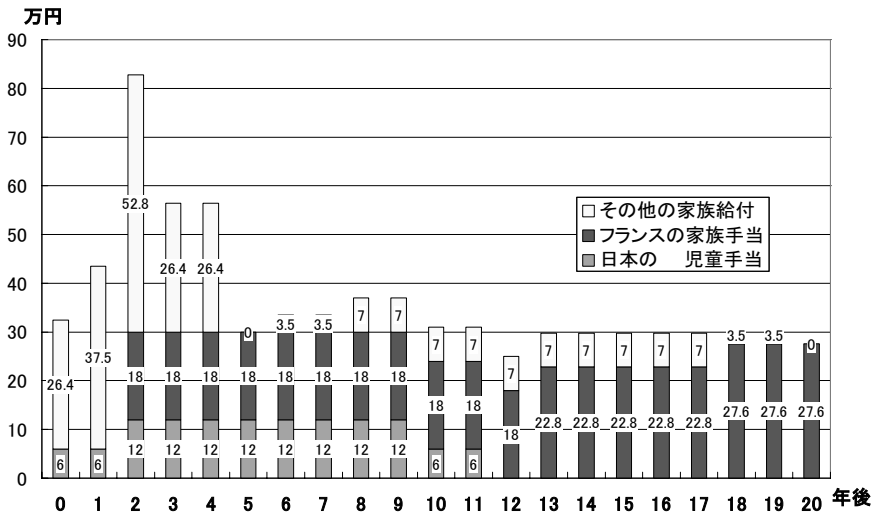


図-9 主要先進国の合計特殊出生率：1950～2004年

出産育児の社会化（スウェーデン型）：高齢者福祉の社会化に見合って、育児も社会全体で支えるという体制をとり、出産子育ての母親に対する負担の軽減に徹底して取り組んでいる。子どもは社会のものという発想に立ち、家族制度が出産育児の障害になっているとすれば、その制約もはずそうという考え方である。ただ、スウェーデンが2000年に導入した公的年金制度（みなし拠出立て制度）は世代間所得移転を排除する考え方に基づくものであり、アメリカ型対応策でもある点が注目される。

出産育児する人に対する思い切った所得移転（フランス型）：税制や家族制度などの面から徹底した出産育児支援策を取っている。所得税の課税所得を換算家族人員で割ることによって、多子家族の生計費負担に税制面から配慮していることが注目される。図表-10のように、家族政策の面でも、満3歳に達するまでの幼児、18歳に達するまで第2子以降の子どもに対して思い切った給付を実行している。フランスはナポレオン戦争に敗れて以来、普仏戦争や2次にわたる世界大戦でもドイツ軍靴の蹂躪を受け、隣国ドイツとの対比で出生率が相対的に低水準であることに悩んできた。このような歴史的背景があって、「出産子育ては国民の義務である」とする国民的コンセンサスが形成されている。

スウェーデンなどのように子育てサービスを完全に社会化している国もあり、フランスのように潤沢な家族給付によって子育て支援を行っている国もある。両国共に極端な少子化を防ぐことに成功している。しかしながら、子育てから高齢者介護まで家族サービスが果たしてきた機能を全て社会化したスウェーデンや、育児コストを社会化したフランスでは、婚外子が急増している。



『平成 17 年版少子化社会白書』, p89 より作成

図 - 10 日本・フランスの家族給付年額の比較
(第一子誕生2年後に第二子誕生のケース)

表 - 11 嫡出でない子の割合 少子化社会白書 (%)

	年	嫡出でない子の割合	少子社会政策の基本理念	少子化対策への取り組み度
日本	2003	1.93	両立支援対策, 小額の児童手当	
	1980	0.80	小額の児童手当	×
アメリカ	2002	33.96 黒人が高い	自律自助と税制 (所得控除)	×
スウェーデン	2003	56.00	出産育児コストの全面的政府負担	
フランス	2002	44.30	税制優遇と家族給付による補填	
イギリス	2003	43.10p	家庭内での育児支援	×
ドイツ	2003	26.20p	両立支援対策	
イタリア	2002	10.80e	無策 減税, 労働支援柔軟化	

資料：日本は厚生労働省「人口動態統計」、米国は疾病管制局 (CDC) 資料、その他の国は Euro-Stat による。
注：e は推計値, p は速報値

表 - 12 主要国の出生力への評価と政策スタンス

戦勝国 戦敗国 ×		1986			2003		
		合計特殊 出生率	出生率の 評 価	政 策 スタンス	合計特殊 出生率	出生率の 評 価	政 策 スタンス
	フランス	1.83	低すぎる	回復させる	1.89	低すぎる	回復させる
×	ドイツ	1.41			1.34	低すぎる	介入しない
×	イタリア	1.34	満 足	介入しない	1.29	低すぎる	介入しない
	スウェーデン	1.80	低すぎる	介入しない	1.71	満 足	介入しない
	イギリス	1.78	満 足	介入しない	1.71	満 足	介入しない
	アメリカ	1.84	満 足	介入しない	2.04	満 足	介入しない
×	日 本	1.72	満 足	介入しない	1.29	低すぎる	回復させる

出所：武藤信郎「少子高齢社会における活力について」（日本福祉大学・修士論文）による。『平成 17 年版
少子化社会白書』（原典は国連『世界人口政策 2003』）を基に作成したもの。

5. 日本の少子化対策

(1) 「新しい少子化対策について」

戦前に行った「産めよ増やせよ政策」と敗戦後の『飢餓』の経験もあって、少子化対策の実行に臆病であった日本の政府もようやく本格的な少子化対策に重い腰を上げた。

2006 年 6 月 20 日に閣議決定された少子化社会対策会議による「新しい少子化対策について」は、少子化問題に対する基本認識を転換させるものである。

つまり、「急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わる問題である」という認識に立っている。1990 年代の働く女性の育児支援に重点を置く諸施策や 2003 年の「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」、2005 年度の「少子化社会対策大綱」などに基づいて実施してきた「従来の少子化対策では少子化の流れを止めることが出来なかった」という認識に基づいて少子化対策が策定されている。

従って、出生率の低下傾向の反転に向けては、「少子化の背景にある社会意識」を問い直し、「家族の重要性の再認識」を促し、世代の不安感の原因に総合的に対応するため、「少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図っていかなければならない」とし、多角的な少子化対策を提案している。

第 1 の注目点は、親が働いている、いないに関わらず、「全ての子育て家族を支援」することの重要性に着目し、従来は余り強調されなかった子育て家族に広く経済的支援を行うことを提言していることにある。

第 2 の注目点は、働き方の改革としては、若者の就労支援やパートタイム労働者の均衡処遇の推進、女性の再就職支援等「再チャレンジが可能な仕組みの構築」を取り上げていること

第 3 に、家族の再生に特に焦点を当てている点が注目される。具体的には、子育て支援税制

等を検討、里親・養子縁組制度の促進と啓発、地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進、児童虐待防止対策及び要保護児童対策の推進、母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進、食育の推進、家族用住宅、三世同居・近居の支援、結婚相談業等に関する認証制度の創設などを強調している。

第4に、社会意識改革のための「国民運動の展開」が挙げられ、従来タブー視されてきた社会の意識改革のための政府広報による「国民運動」を展開する。その内容は家族と地域の絆の再生と社会全体で子供や生命を大切にすることである。家族・地域の絆を再生する国民運動として、

「家族の日」や「家族の週間」の制定

家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催

働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

を展開する。更に、社会全体で子どもや生命を大切にすることを運動を展開するとしている。

従来の少子化対策は、働く女性を対象とした「両立支援＝少子化対策」といった傾向が強かったが、今回の決定では、国の存立基盤に関わる問題として捉え、団塊ジュニア世代が40歳に達する残り5年を勝負の時期と捉えている。

「社会意識を問い直す」一層高次の少子化対策の構築への意欲が示され、具体的政策としては、出産の無料化を検討課題としていることや、乳幼児加算の創設など従来とは異なる経済面の対策も盛り込まれている。このような経済面からの少子化対策は、一方で財政負担の増大が批判され、他方で出産を心理的に強制するものであるという反論がある。

(2) 平成19年度国家予算と少子化対策

「新しい少子化対策」を受けて、平成19年度の国家予算では以下の様な少子化対策（6,000億円強）が盛り込まれている。例年に比較すると予算面での配慮が数多く行われているが、少子化を決定的に逆転させるほどの根本的な財政構造の変革には程遠い状況にある。

新生児・乳幼児期対策（小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実 261億円、次世代育成支援対策交付金 365億円（生後4ヶ月までの全戸訪問＝こんにちは赤ちゃん事業など）、妊娠中の検診費用の負担軽減（地方財政措置） 児童手当の乳幼児加算の創設 2,560億円

未就学期対策（子育て支援拠点拡充（子供子育て応援プランの前倒し） 84億円、事業所内託児施設設置推進 23億円、就学前教育費負担の軽減 185億円）

小学生期（「放課後子供プラン」推進（放課後子供教室・児童クラブ） 227億円）

中高大学生期（奨学金の充実 1,224億円）

働き方の改革（育児休業取得促進のための育児休業給付の拡充 1,212億円、育児休業・短時間勤務等両立支援制度利用促進職場作り 112億円、マザーズ・ハローワーク機能強化と全国展開 20億円、フリーター25万人常用雇用化プラン推進、ニート等の若者自立支援 244億円）

その他の施策（企業の子育て支援税制の創設，家族用住宅・三世同居・近居支援）
社会意識改革のための国民運動の推進（家族・地域の絆を再生する国民運動の展開等）

(3) 2006年12月人口新推計の衝撃 「人口構造変化に関する特別部会の報告」

2006年12月に国立社会保障人口問題研究所の新人口推計が発表されたが，中位推計では合計特殊出生率が2055年まで1.26で横這い，平均寿命が女性で1歳，男性で約3歳延びることを前提にしており，このままでは公的年金財政が必ずしも安泰とは言い切れない。

2月6日の社会保障審議会の「年金部会」は，最近の経済状況の好転を理由に，資産運用利回りを3.2%から4.1%に引上げて辻褄を合せているが，賃銀上昇率の見込みの好転（0.4%）の割には運用利回りの改善を0.5%程度多い目に設定するなど，楽観的な推計となっている。

社会保障審議会の1月26日の「人口構造変化に関する特別部会」では，2055年には高齢者人口比率が40%を超す事態になるという人口推計を受けて，労働力確保問題，増加する単身中高齢者問題などについて検討を行うと共に，若年層の高い結婚意欲と出産意欲を叶える少子化対策の効果をも含んだ仮定人口推計を行い，積極的で総合的な少子化対策の緊要性を浮き彫りにしている。報告書の概要は以下の通りである。

1) 労働力人口の減少とその対策

2030年までの社会経済との関係

2030年における24歳以上の世代は，現在，既に生まれており，その数及び今後の減少はほぼ確定している。今後は若年者・女性・高齢者等，全ての人の意欲と能力が最大限発揮できるような環境整備に努めることによって，労働市場への参加を促進する必要がある。

2030年以降の社会経済との関係

2030年以降に支え手となる世代はこれから生まれる世代であり，出生動向如何で変動の可能性はあるが，新人口推計では急激な減少が見込まれている。これから生まれる子供の数の減少を緩和することが最重要課題である。次世代育成支援の観点に立った効果的な少子化対策が不可欠である。

2) 世帯構成や地域の姿等，生活の状況の変化

人口構造の急速な高齢化が進む中で，以下のような生活上の大きな変化が予想される。

第1に，中高齢未婚率の上昇が予想される。女性の場合2005年の6%に対し，2030年には20%，2055年には24%に上昇する。離別，死別も考慮すると，中高齢世帯のうち4割以上が「単身かつ無子世帯」となることも想定される。老親や自らの介護が課題となる。

第2に，出生数が激減する。出生数が2055年には50万人弱となる。地域社会に子どもが少なくなり，地域社会の支え手も高齢化する。子供が仲間と一緒に豊かに育つ環境が得られ難くなる。文化の継承者が少なくなり，未来への希望が薄れていく。

少子化に伴ってどのような変化が起こるかを分かり易く国民に示すことによって、国・地方を始め、経済界や労働界、地域社会において大幅な人口減少へのトレンドを変え、将来の国民の暮らしを守る視点から少子化対策の必要性が広く認識されるよう、機運の醸成を図ることが喫緊の課題である。

3) 「国民の結婚や出生行動に対する希望」と「現実の急速な少子化」の乖離

合計特殊出生率 1.26 を分解 (1990 年生まれの女性) すると、生涯未婚率が 23.5%、夫婦完結出生児数は 1.70 人と仮定されている。一方、出生動向基本調査によると、未婚者の 9 割はいずれ結婚を希望。既婚者および結婚希望のある未婚者の希望子ども数は、男性・女性とも 2 人以上となっている。急速な少子化は決して国民が望んだものではない、各種調査の国民の希望が実現すると、1.75 となるとしている。

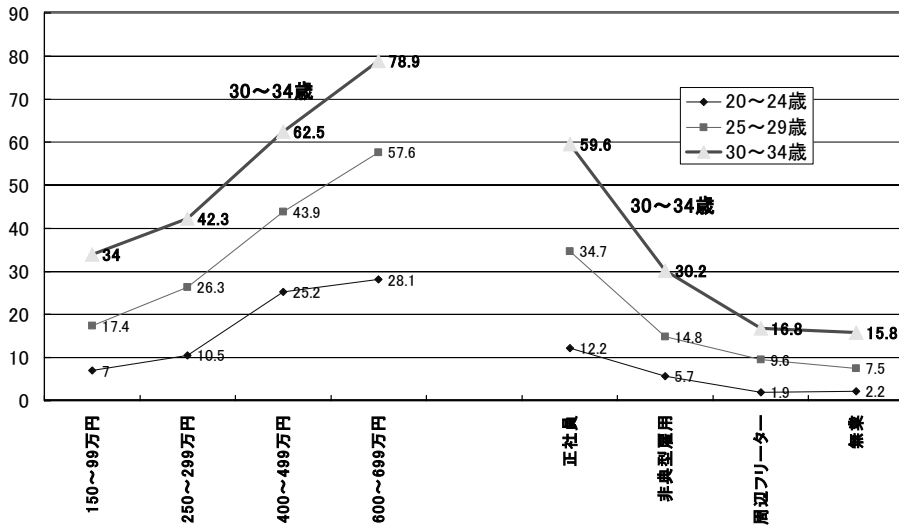
希望がかなえられる程度によって 4 つの仮定人口試算を示している。

表 - 13 4 つの仮定人口推計 (2007 年 1 月 26 日の「人口構造変化に関する特別部会」資料より)

概要		ケース	ケース	ケース	ケース
		結婚・出生に関する希望が実現	希望と将来推計中位との乖離が 2/3 解消する。	希望と将来推計中位との乖離が 1/2 解消する。	希望と将来推計中位との乖離が 1/3 解消する。
2055 年 合計特殊出生率		1.76	1.61	1.51	1.41
の厚 所得 年金 給付 代替 率	最近の経済動 向基準	55～56%	54～55%	53～54%	52～53%
	2001～2 年 の経済動向基準	52～53%	50～51%	49～50%	48～49%

表 - 14 結婚子ども数について将来人口推計の見通しと国民の希望

将来人口推計の見通し	未婚者の希望	既婚者の希望
1990 年生まれの女性	2005 年 18～34 歳未婚女性	2005 年に 50 歳未満の妻
結婚経験者 76.5% 生涯未婚率 23.5%	結婚するつもり 90.0% 生涯未婚率 10%未満	
結婚経験者の子ども数 無子 18.2% 1子 23.7% 2子 43.3% 3子以上 14.8%	結婚意欲のある未婚者の希望子ども数 無子 5.3% 1子 7.3% 2子 61.3% 3子以上 23.9% いずれ結婚するつもりと答えた未婚者の希望。	現存子ども数と追加予定子ども数 無子 [12%] 1.32 人 1子 [22%] 0.64 人 2子 [46%] 0.08 人 3子 [18%] 0.02 人 4子以上 [2%] 0.04 人 [] 内は構成割合。
将来推計人口 [平成 18 年 12 月] の中位の仮定	第 13 回出生動向基本調査 [独身 者調査]	第 13 回出生動向基本調査 [夫婦 調査]
夫婦の最終的な子ども数の平均 (夫婦完結出生児数は 1.70)	結婚意欲のある未婚者の平均希望 子ども数は 2 人以上 (2.10 人)	夫婦の予定子ども数は 2 人以上 (2.11 人)



資料：労働政策研究・研修機構「若者就業支援の現状と課題」（2005年）

図 - 15 年収・就労形態別有配偶率

4) 国民の希望と労働力の確保を両立できる構造改革

生涯未婚率を10%に引き下げつつ、労働力人口の減少を緩和するためには25～39歳層の有配偶者労働力率を現在の50%程度から70～80%程度に上げる必要がある。

- ・子どもがほしいと考えている女性の就業希望調査では、6割の女性が継続就業を希望。
- ・世帯主の配偶者の潜在労働力率は25～34歳層では66.3%、35～44歳層では73.8%。

これら年齢層の就業継続に向けた取組みが重要な政策課題である。

更に2030年以降の現役世代人口の減少度合いを緩和させる必要がある。女性が安心して結婚、出産し、男女共に仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができるシステムへ変革することによって達成可能な目標だとしている。

更に、少子化の流れを止めるための方策の検証を行っている。

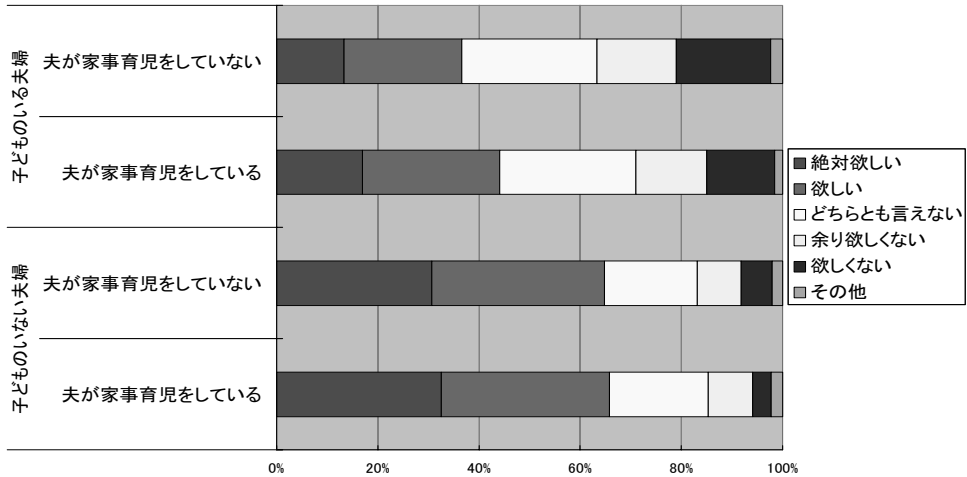
結婚を決意する最も重要な要因は、家庭生活の経済的基盤であり、保育所の整備も共稼ぎを可能にする経済基盤として重要である。

男性では、年収が高いほど有配偶率が高く、正社員に比べ非典型雇用の場合、有配偶率が低い。男性未婚者では、正規雇用者に比べてパート・アルバイトの結婚意欲が低い点を指摘している。

1歳児入園待機者の多い自治体ほど女性の結婚確率が低い点が指摘されており、保育施設の整備の重要さも指摘されている。

第一子出産後就労女性の7割が離職し、多くの家庭が男性の片働きとなる。収入が低く雇用が不安定で、家庭生活の経済的基盤を構築できない男性は未婚率が高くなる。

非正規雇用や育児休業制度が利用できない職場、保育所待機児童の多い地域など、出産後の就



資料：厚生労働省「第1回21世紀成年者縦断調査」(2002年)

図 - 16 夫の家事・育児分担と妻の出産意欲

業継続の見通しが描きにくい女性の未婚率が高くなる。

(しかし、1950～60年生まれでは、就業形態・育児休業制度の有無の結婚出産への影響は少ないことに注目する必要がある。かつては大胆に結婚を決意したのである。保育所の整備もさることながら、婚期にある男女の意識の変化の方が重要であることがわかる。)

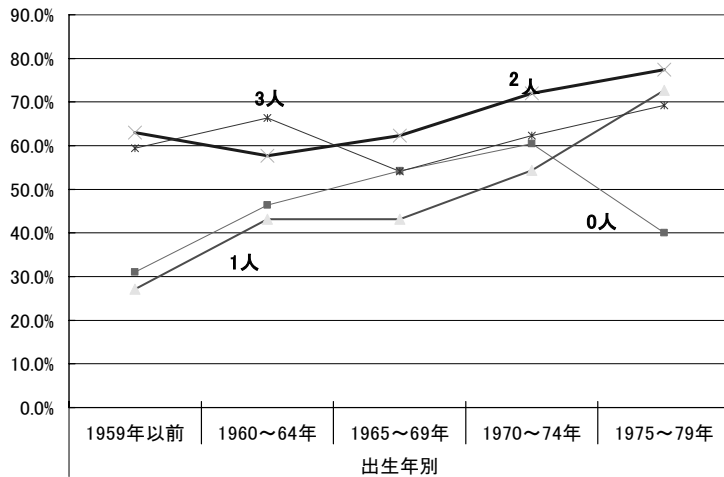
第1子の出産には、企業の支援(育児休業、労働時間)の与える影響が指摘されているが、調査によっては、育児休業法制度・勤務時間短縮等の措置、家庭内での夫の育児家事分担、保育所の利用は単独に導入されても効果がないとしている。単に企業の取り組みだけでなく、地域の保育サービス等、育児・家庭内の家事分担等が総合的に効果を発揮することの重要性を指摘している。

第2子以降の出産には、夫の家事分担度、保育所の整備度が重要である。

- ・妻から見て夫が家事・育児を分担していないと回答した世帯では、分担していると答えた世帯に比べ、妻が子どもを持つ意欲が弱まる。
- ・夫の育児遂行率が高いと追加予定子供数が多い。
- ・教育費負担を上げる人は、予定子ども数2人とする層(つまり第3子出産の決断の段階)から際立って増える。ただ1970年代以降生まれでは、2人目から教育費の負担感が強く意識されている。

以上の検証結果から速やかに取組むべき施策分野として、次の点を挙げている。

- ・若者の経済基盤の確立(正規雇用化の促進、就業形態の多様化に合わせた均衡処遇の推進等、就業・キャリアの安定性確保)
- ・結婚出産後の継続就業環境整備
- ・親の家事・育児時間の増加(長時間労働の解消)



資料：新谷由里子「親の教育費負担意識と少子化」『人口問題研究』第61巻3号（2005年）

少子化研究会により2003～2005年にかけて6つの自治体で実施された「少子化に関する自治体調査」において、予定子ども数以上の子どもを持たない理由（複数回答）として『教育費が掛かりすぎ、子ども1人1人に十分お金を掛けて上げられなくなるから』を上げたものの割合

図 - 17 教育費の負担感と出産意欲

- ・ 保育環境の整備
- ・ 育児不安の解消（地域における育児支援，家庭内の育児負担の分担等）

経済的インセンティブについては子どもの世代に負担を先送りしない財源を確保することを前提に、真に効果がある施策は何かを引き続き検討していくことが課題であるとし、家族政策の拡充には引き続き慎重な姿勢を堅持している。

「仮定人口試算の前提は、国民の希望を反映し、子どもを生み育て易い社会を実現することによって達成できる。幸い現在のところ、未婚者の9割は結婚の希望を持ち、希望する子ども数も2人を維持している。国民の希望ができるだけ実現するように、早急な対応が必要と考えられる」と結んでいる。

(4) 少子化対策の実行 2007年2月6日少子化社会対策会議決定事項

昨年閣議決定された「新しい少子化対策」に基づいて、少子化対策会議下部組織の具体的な少子化対策を論議する専門機関として、旧少子化社会対策推進会議¹⁰（廃止）に代って新「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設立された。

重点戦略の策定方針は、「2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの少子化対策の効果的な再構築・実行を図るため、『結婚したいけどできない』という若い人、『子どもを生みたいけど躊躇する』という若い家族を支え、この

表 - 18 少子化対策会議下部組織の改廃と委員，有識者の入れ替え

(新)「子どもと家族を応援する日本」 重点戦略検討会議構成員名簿		(旧) 少子化社会対策推進会議構成員名簿	
少子化社会対策会議委員 内閣官房長官（議長） 内閣府特命担当大臣 （少子化対策担当）（有識者会議を主宰） （経済財政政策担当） 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣		少子化社会対策会議委員 内閣官房長官（議長） 内閣府特命担当大臣 （少子化対策担当）（有識者会議を主宰） （男女共同参画担当） 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣	
(有識者) 池田守男 古賀伸明 清原慶子 岩淵勝好 佐藤博樹 樋口美雄 吉川 洋	資生堂相談役（日本経団連少子化対策 委員長，日本商工会議所特別顧問 日本労働組合総連合事務局長 三鷹市長 東北福祉大学教授（産業経済新聞客員 論説委員） 東京大学社会科学研究所教授 慶應義塾大学商学部教授 東京大学大学院経済学研究科教授	(有識者) 大矢和子 案田陽治 前田正子 大日向雅美 佐藤博樹 藤本保 奥山千鶴子 渥美由喜	資生堂執行役員企業文化部長 日本サービス・流通労働組合連合副会長 横浜市副市長 惠泉学園大学・大学院教授 理事長 東京大学社会科学研究所教授 大分こども病院長 特定非営利法人びーのびーの 富士通総研主任研究員

（印は旧委員会の有識者のうち，報告書原案に賛成した委員である）

社会に生まれたすべての子どもたちが希望を持って人生を歩んで行けるよう，すべての子ども，すべての家族を，世代を超えて国民みなで支援する社会の実現を目指す」ものであることを明示している。

男女共同参画社会の建設を目指した従来の少子化対策が主として働く女性に焦点を当てていたのに対して，「すべての家族」を対象とするものである。

新重点戦略検討会議のメンバーは委員，有識者共に大幅に変更されている。

委員構成の変化

- ・ 経済財政政策担当大臣，財務大臣が新たに参画。

有識者のメンバー大幅変更

- ・ 東大社会科学研究所の佐藤教授が留任した以外は全員入れ替えられた。
- ・ 経営者，労働組合代表者が一部業界の識者から全国組織の代表に格上げされた。

10 昨年6月の「新しい少子化対策」を閣議決定するに当たって，少子化社会対策会議の報告書起草をめぐって，「すべての子どもに対する経済的支援」を実施することに有識者8名のうち7名が事務局草案に反対するという異常事態が発生している。女性委員，保育等の事業に関わる委員や労使対立軸を重視する経済学者はすべて反対に回った。当時の猪口少子化対策担当大臣が強行突破して，「新しい少子化対策」を纏め上げた。組織の廃止と委員の大幅入れ替えは，少子化対策の抜本的な方針転換を反映したものと見えよう。

- ・ 保育所や病院など少子化対策に絡む業者代表はすべて更迭され、新たには誰も選任されなかった。
- ・ 代って労働経済学者・経済政策学者が入り、新古典派色が強まった。
- ・ 女性の有識者は4名から1名に減った。女性の大臣は1名から2名に増えたが、

委員・有識者の大幅な変更の中に、少子化対策の考え方を根本的に変更させる決意が見てとれる。想定される変化として、

経済政策担当大臣が加わり、少子化対策の中心が経済政策にシフトするものと考えられる。
修正しました

財務大臣や日本経団連や全労の代表者を入れることによって、少子化対策をよりスケールアップすることを目指している。

関係業界の専門家を外し、労働経済学者や経済政策学者をメンバーに加えることによって少子化対策に経済理論的裏づけを持ち込むと共に、すべての子ども、すべての家族を国民で支援する姿勢を明確にしている。

女性議員が減ったが、少子化問題を女性だけの問題として捉える姿勢を改める。

検討会議の下部組織 - 4つの分科会

4つの分科会が組織され、検討会議の学識経験者を主査とし、各分野の有識者で構成する。

基本戦略分科会

- ・ 経済支援のあり方（子育て支援税制・現金給付）
- ・ 働き方の改革を踏まえた子育て期の所得保障の在り方
- ・ 子育て支援策の財源
- ・ 制度的枠組みの再構築等

働き方の改革分科会

- ・ 家族が共に過ごす時間が持てるワークライフバランス、多様で柔軟な働き方の実現
- ・ 若者の社会的・経済的自立を支援し、能力・才能を高めていくための人材力強化
- ・ 社会的責任を果たす企業の取り組みの促進と意識改革等

地域・家族の再生分科会

- ・ 子育て家庭を支える地域づくり（孤立化防止、地域子育て支援拠点整備、意識改革）
- ・ 働き方の改革に対応した子育て支援サービスの見直し
- ・ 児童虐待対策、母子家庭・要援護児童支援など、困難な状況にある家族や子どもを支える地域の取り組み強化等

点検・評価分科会

- ・ 「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」、地方公共団体、事業主の次世代育成支援に係る行動計画のフォローアップ、運用改善
- ・ 行動計画の数値目標（都道府県、市町村）見直しに向けた検討など

6. 終わりに 少子化対策に対する提言

(1) 世代間利他主義の復活と家族機能の回復

少子化の根本的な原因は、ミクロ（個人）の行動原理がダイナスティ仮説からライフサイクル仮説へ、変化していることにある。従って、マクロの要請「次世代を生み育てる」にミクロの行動を近づけるには、

男女の意識の変化に見合って子供を産み育て易い環境を作ることに加えて、

自分の死後も生き続ける「子や孫の生きる喜び」、あるいは自分の DNA が生き続ける「永遠の未来に思いを馳せる」ことによって、ダイナスティ仮説に立った経済行動を復活させることが有効である。そのためには世代間対立（ないし世代の孤立）を解消させ、「世代間利他主義」を復活させることが重要である。

特に、世代間利他主義の核となる「家族の機能」を回復させることが肝要である。人間の生き方に関わるので、担い手は宗教家や教育者でもあるが、世代間所得移転をコントロールし、公共政策に理念の筋を通すことによって、その役割を果たすことができる。

日本の財政事情は無制限な資金投入を可能とするほど恵まれた状況にはない。効果を発揮するかどうかわからないことに多額の資金は投下できない。そこで、現在の税制や社会保障制度の仕組みに手を加えることによって、世代間対立を緩和させ、国民が自然に「後続世代への思いやり」を持てる状況を作り上げていくことが現実的対応であろう。

第1に、世代間利他主義の核となる家族機能の復活を目指して、公共政策の対象を個人から家族に移すことを提案したい。具体的方策として、

所得税の課税対象を所得稼得者個人単位とするものから、家族単位に転換することが有効であろう。現在は「労働した個人の課税所得」に対して累進課税しているが、これを「家族の1人当たり所得」を基準に累進課税するのである。つまり個人単位ではなく家族単位の貧富の差を意識した課税を行うのである。このような税制はフランスで採用され、少子化対策として効果を挙げていると評価されている¹¹。

高齢者に対する社会保障の給付も、家族を対象に現金で行うことを、検討してみる価値があるであろう。家族政策については、公的支援をサービス内容に含める現物給付型の社会保障制度から、全ての家族を対象とする現金給付型の社会保障政策に重点を置くことを提案したい。その結果として、社会保障給付の内容でもある「家事」の経済価値を正当に評価し直すことも可能になる。家族全員で生活を維持していくという発想が、家族の団結を強めることになり、急速な家族規模の縮小に対する歯止め効果を持ちうるのではないか。家族の団結が強まれば、家族の成員

11 フランスでは家族の概念を法的な結婚を前提としないため、未婚の子が出生児の半分を越す状態をもたらしている。家族概念については日本人の感覚に添う形に修正することが望ましい。

の幸せを自分の幸せとして強く感じるようになり、世代を超えて最適な経済行動は如何にあるべきかを真剣に考えるようになる筈である。

家族の生命再生産機能を回復させることによって、世代間利他主義の復活を期待することができる。

(2) 社会保障政策と世代内利他主義

人類は天災や外敵の侵入に対して、相互扶助によって生き延びてきた。究極の相互扶助制度は現在我々が享受している社会保障制度であるとも言える。元々は社会保障制度こそ世代内利他主義によって生まれたものである。然し、その社会保障制度がほぼ完成した時点（1970年代）から、深刻な少子化問題が起こっている。

先にも述べたように、先行世代のための高齢者生活保障は、賦課方式社会保険制度（公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度）と所得税などを財源とする公的支援を通じて後続世代へ負担を押し付けるものとなった。この巨大な保険制度が完成することによって、子どもを生み育てなくとも社会が老後生活を保障してくれるようになった。他方、子どもを生み育てても成人した子どもが支払う保険料は社会保障財源全体には貢献するが、親に対する直接的な仕送りにはならないので、親子の結びつきを弱める効果を持っている。更に賦課方式社会保険制度は世代間所得移転制度であると同時に、世代を跨る家族単位で考えると「多子家族から無子・少子家族への世代内の所得移転」を伴う制度でもあることがわかる。

この所得再分配制度は、子どもを生むことのコスト負担を過重にし、多子家族を営む者に重い負担を掛けることとなり、少子化を促進することとなったのである。

少子化問題を解消するには、世代内利他主義の根源に立ち返って、子どもを産むことの意義を国民全体が根本的に考え直すことが必要であろう。ミクロ的には子どもを持たなくても生きて行けるようになったが、社会全体では新しい世代を育てることによってのみ、先行世代が生きることができるといふ動かしがたい事実が目覚める必要がある。

世代内相互扶助による出産育児保険の提案

具体的対策としては、世代間所得移転に頼らず世代内の相互扶助を重視するため、出産育児保険を25～45歳を被保険者として実施することを提案したい。

給付対象を第2子以降に絞れば、比較的大きな給付を妥当な保険料負担で実施することができるであろう。補完的財源として先行世代が支払う相続税の増税（基礎控除引き下げ5,000万円3,000万円）を検討してはどうか。

12 筆者に主たる研究領域である「年金制度と高齢社会のファイナンス行動」から見た研究成果「少子化と経済変動」は保険学会で発表し、学会誌『保険学雑誌』にも掲載された。

(3) 国民・政府の意識改革

少子化問題は筆者の主たる研究対象である「年金制度と高齢期のファイナンス行動」を決定する最重要問題であることから、予ねて研究対象としてきた¹²。

しかし、日本福祉大学大学院の2名の院生の論文作成（佐々正光の犯罪防止に焦点を置いた「安全な高齢者社会の構築のために」、武藤信郎の「少子・高齢社会に於ける活力について」）に関わる過程で、少子化問題の背景事情が、犯罪や経済活力など日本の社会が抱える多くの問題と極めて密接につながっていることを再認識した。

現在、政府は少子化問題に対する政策目標を、「国民の希望＝未婚の若者の9割は結婚を希望し、産みたい子供の数は2人」を叶えることに置き、そのための生涯を除去することに置いている。現在の国民の平均的意識を前提に考えると、比較的受け入れられ易い目標であろう。しかしながら、少子化問題の進行度には極めて深刻なものがあり、「大きな国家」がもたらした国民の意識のひずみの解消には力不足の感が否めない。

幸い、政府の少子化対策会議の委員・有識者の構成は大幅に入れ替えられ、経済理論に基づく公共政策としての少子化対策が打ち出される可能性も出てきた。

賦課方式社会保険制度の充実は弱者である高齢者や貧困家族にとっては欠くべからざるものであるが、後続世代へ負担を先送りすることや、自助の精神を弱めて労働力の再生産機能を担う家族制度を弱体化させるという副作用もある。

少子化対策は、マクロ政策によって歪められたミクロ（個人・企業）の意識を、家族を主体とした自律自助の精神に立ち返らせるものである必要がある。

税制や社会保障制度の対象を個人単位ではなく家族単位とし、家族の結びつきを更に強め、世代間利他主義を復活させること、世代毎の出産育児保険を創設することにより世代内利他主義を復活させるべく取組むことに加え、政策は切れ目無く、迅速に展開されることを提言したい。

参考文献

- 安宅川佳之（2000）「コンドラチエフ波動と年金制度」『日本年金学会会報 20周年号』
 安宅川佳之（2000）『コンドラチエフ波動のメカニズム 金利予測の基礎理論』ミネルヴァ書房
 安宅川佳之（2001）「アメリカ型経済システムと年金制度」『証券経済研究』2001.11
 安宅川佳之（2003）「少子化と経済変動」『保険学雑誌』第583号。日本保険学会
 安宅川佳之（2005）『長期波動からみた世界経済史 コンドラチエフ波動と経済システム』ミネルヴァ書房
 安宅川佳之（2006）『シルバーファイナンス』日本福祉大学
 阿藤誠（2000）『現代人口学 少子高齢社会の基礎知識』日本評論社
 阿藤誠（2005）「少子化の政策」『E S P』2005.9
 阿藤誠・兼清弘之編（2004）『人口変動と家族』日本評論社
 阿藤誠・早瀬保子編（2004）『ジェンダーと人口問題』原書房
 石南国（1994）『人口論』創成社
 エスピン - アンデルセン, G. 著 岡沢恵英・宮本太郎監訳（2001）『福祉資本主義の三つの世界』ミネル

ヴァ書房

- 大淵寛 阿藤 誠編著 (2005) 『少子化の政策学』 原書房
- 加藤久和 (2001) 『人口経済学入門』 日本評論社
- 兼清弘之 (1997) 「第 8 章. 人口変動と家族の福祉」 阿藤誠・兼清弘之編 『人口変動と家族』 大明堂
- 金子勇 (2003) 「社会的ジレンマ論から見た少子化問題」 『月刊総合ケア』 Vol.13No.2
- 鬼頭宏 (2000) 『人口から読む日本の歴史』 講談社
- 経済諮問委員会 (2001) 「我が国財政の総合的把握」 『平成 13 年版経済財政白書』 エコノミスト社
- 小出まみ (1999) 『地域から生まれる支えあいの子育て』 ひとなる書房
- 厚生省年金局 (1999) 『平成 11 年版年金白書：21 世紀の年金を「構築する」』 社会保障研究
- 国立社会保障・人口問題研究所 (1998) 『第 11 回出生動向基本調査 結婚と出産に関する 全国調査 - 夫婦調査の結果概要』 国立社会保障・人口問題研究所
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2002) 『日本の将来推計人口 (平成 14 年 1 月推計)』 国立社会保障・人口問題研究所
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2006) 「日本の将来推計人口 (平成 18 年 12 月推計)」
www.a-lab.co.jp/research/population/01.html
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2006, “ 「人口動態統計」 ” 厚生労働省
www.a-lab.co.jp/research/population/01.html
- 後藤澄江 (1997) 『現代家族と福祉』 有信堂
- コトリコフ, ローレンス・J. 著, 香西泰訳 (1993) 『世代の経済学』 日本経済新聞社
- コトリコフ, ローレンス・J., スコット・バーンズ著, 中川治子訳 (2005) 『破産する未来』 日本経済新聞社
- 坂田一郎 (2005) 「経済活力の視点からみた税制改革」 『RIETI Discussion Paper Series 04-J-012』 2004.2
- ジェイコブス, ジェイン著 香西泰訳 (1998) 『市場の倫理と統制の倫理』 日本経済新聞社
- 滋野由紀子・大日康史 「第 1 章. 育児支援策の結婚・出産・就業に与える影響」 岩本康史編著 『社会福祉と家族の経済学』 東洋経済新報社
- 人口減少社会を考える委員会提言 (2005) 『個人の生活視点から少子化問題を考える』 経済同友会
- 人口問題審議会編, 厚生省大臣官房政策課監修 (1998) 『人口減少社会, 未来への責任と選択』 ぎょうせい
- スティグリッツ, ジョセフ E. 著 藪下史郎訳 (2003) 『公共経済学・上』 東洋経済新報社
- スティグリッツ, ジョセフ E. 著 藪下史郎訳 (2004) 『公共経済学・下』 東洋経済新報社
- 高山憲之, 原田泰編著 (1993) 『高齢化の中の金融と貯蓄』 日本評論社
- 高山憲之他編著 (1996) 『高齢化社会の貯蓄と遺産相続』 日本評論社
- チャールズ・ユウジ・ホリオカ (1996) 「第 1 章. 貯蓄と遺産・相続の経済学」 高山憲之, チャールズ・ユウジ・ホリオカ, 太田清編著 『高齢化社会の貯蓄と遺産相続』 郵政研究所研究叢書 日本評論社
- 津谷典子 「スウェーデンの家族政策」 阿藤誠・兼清弘之 『人口変動と家族』 大明堂, 1997, pp.139 ~ 168
- トッド, エマニエル・著 石崎晴海己編 (2001) 『世界像革命 家族人類学の挑戦』 藤原書店
- 内閣府 (2005) 『少子化社会白書』 平成 17 年版, ぎょうせい
- 内閣府 (2006) 『少子化社会白書』 平成 18 年版, ぎょうせい
- 内閣府 (2006) 『日本 21 世紀ビジョン』 独立行政法人 国立印刷局
- 内閣府政策統括官 (2005) 『少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査結果』 内閣府
- 内閣府男女共同参画局編 (2005) 「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」 独立行政法人 国立印刷局
www.alived.com/blue/site/catharsis.html
- ハーシュマン (A.O.) 著, 矢野修一訳 (2005) 『離脱・発言・忠誠』 ミネルヴァ書房
- 樋口美雄・財務省財務総合政策研究所 (2006) 『少子化と日本の経済社会』 日本評論
- 樋口義雄・安部正浩 (1999) 『パネルデータからみた現代女性 - 女性の結婚・出産・就業, 貯蓄』 東洋経済新報社
- 福沢恵子 「女性労働の現状とこれから」 『賃金事情』 2006.6.5

- 保坂恵美子 (2005) 『比較ジェンダー論』 ミネルヴァ書房
- マルサス, トーマス.R.著, 永井美雄訳 (1973) 『人口論』 中央公論新社
- ミッチェル, B. R. 編著, 中村宏・中村牧子訳 (2002) 『マクミラン新編世界歴史統計』 東洋書林
- 宮川公男編 (1997) 『政策科学の新展開』 東洋経済新報社
- 宮川公男著 (2003) 『政策科学入門』 第2版 東洋経済新報社
- 森田陽子 (2006) 「少子化が企業行動に与える影響」 『日本労働研究雑誌』 2006.8
- 山口一男 (2005) 「少子化の決定要因と対策について」 『季刊家計経済研究』 2005 spring
- ライベンシュタイン (ハーベイ) 著, 三沢嶽郎監修, 矢野勇訳 (1960) 『経済的後進性と経済成長』 紀伊国屋書店
- ラフリー, ゲリー著 宝月誠訳 (2002) 『正統性の喪失』 東信堂
- Becker, Gary S. A Theory of Marriage : Part 1. *Journal of Political Economy*, Vol.82, No.2, Part 2, 1974, pp.1-13
- Becker, Gary S. Family Economics and Macro Behavior. *The American Economic Review*, Vol.78, No.1, 1988, pp.185~201
- Becker, Gary S. Fertility and The Economy, *Journal of Population Economics*, Vol.5, 1992, pp.185-201.
- Feldstein, Martin. *Privatizing Social Security*. Chicago: The University of Chicago Press. 1988
- Hardin, Garrett "The Tragedy of the Commons", *Science*,162 (1968):1243 - 1248
(ハーディン,ギャレット (1968) 「共有地の悲劇」 『サイエンス誌』 1968)
- Homer Sidney and Sylla Richard (1994) *A History Of Interest Rates* (Third Edition, Revised) Rutgers University Press
- Kotlikoff, Laurence and Avia Spivak. The Family as an Incomplete Annuity Market. *Journal of Political Economy*, Vol.89, No.2, 1981, pp.372-391
- United Nations *World Population Prospects The 1998 Revision*